主

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

実

第1 当事者が求めた裁判

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人が中労委平成8年(不再)第28号事件(初審・神奈川地方労働委員会平成7年(不)第3号事件)について平成11年2月17日付けで発した命令を取り消す。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人の負担とする。 第2 事案の概要

1 本件は、医療法人社団仁和会(以下「仁和会」という。)が経営していた越川記念病院が平成6年12月31日限りで閉鎖され、控訴人が平成7年1月1日病院の施設、業務等を引き継いで青山会みくるべ病院(以下「みくるべ病院」という。)を開設した際、越川記念病院に看護助手又は准看護婦として勤務したとの両名がみくるべ病院の職員として採用されなかったことから、越川記念病院の唯一の労働組合であり、A及びBが組合員としていた被控訴人補助会院の唯一の労働組合であり、A及びBが組合員としていた被控訴人で訴人所属していた被党働行為に当たるの採用等を命が、決定を発したところ、これについてででは、当時のでは、「本件のでは、「本件のでは、「本件のでは、「本件のでは、「本件のでは、」という。)が会には、「本件のでは、「本件のでは、「本件のでは、「本件のでは、」といる。)が労働組合法7条1号、3号の不当労働行為に当たるか否かが争点となって、「本代が発見」といる。

2 争いのない事実等(証拠によって容易に認定し得る事実を含む。),争点及び 争点に関する当事者の主張は,原判決の「第2 事案の概要」1ないし3に記載の とおりであるから,これをここに引用する。 第3 証拠

「証拠関係は、本件記録中の書証目録に記載のとおりであるから、これをここに引用する。

理 由

1 事実関係

本件の事実関係については、原判決12頁26行目の「平成2年3月」から同13頁1行目末尾までを「平成2年6月に上秦野病院が越川記念病院と名称を変更した後も同病院における唯一の労働組合であった。」と改め、同3行目の「その後」の次に「組合員数が」を、同9行目の「同労働組合は、」の次に「後記(3)アの」をそれぞれ加え、同14頁25行目の各「参加人」及び同16頁3行目の「組合」をいずれも「被控訴人補助参加人」と、同17頁4行目の「保険請求」を「保険診療報酬等の」と、同6行目の「同年」を「平成6年」と、同19頁9行目の「係属」を「継続」とそれぞれ改めるほかは、原判決12頁12行目から同25頁14行目までに記載のとおりであるから、これをここに引用する。

(1) 上記1で認定したところによると、仁和会の経営していた越川記念病院は、平成6年10月19日に健康保険法による保険医療機関の指定取消し及び生活保護法による指定医療機関の取消しの各行政処分を受けたことから、保険診療報酬等の収入が見込めなくなって、経営を続けることが不可能になり、同年11月末ころに、本代記述が見込めなくなって、経営を続けることが不可能になり、同年11月末になり、同年11月1日以降控訴人が越川記念病院の経営を引き継ぐことが合意され、平成6年12月13日付け覚書と同月16日付けの売買契約書によってされた本件契約に基づき、控訴人は、仁和会から越川記念病院の経営を引きるでは、本件契約においては、越川記念病院の職員は全員解雇するものとし、控訴人が同病院の職員をみくるべ病院の職員は全員解雇するものとし、控訴人が同病院の職員をみくるべ病院の職員として採用するかどうかは控訴人の専権事項とされたが、控訴人は、同日付け

で、越川記念病院の全職員55名のうち32名をみくるべ病院の職員として採用していること、このうち、医師の所属する医局科11名については、C理事長と関係の深い医師5名について採用面接を行わず、採用面接をした残り6名につい関係を選用したこと、管理課その他の職員11名については、C理事長との関係を発理由に4名について採用面接を行わず、採用面接をした残り7名の方が展別を発生の職員33名について採用のほか採用を希望していなかった3名のほか採用を希望していなかった3名のでは、A及びBのほか採用を希望していなかった3名について採用面接を行わず、採用面接をした28名に対した27名に対したが表別では、採用面接をした28名に対した。をいて採用面接を行わず、採用面接をした28名に対した。をいて「大力では、「か

- (2) 上記のとおり、控訴人は、みくるべ病院の開設に当たり、越川記念病院の職員のうち半数以上の職員をみくるべ病院の職員として採用しているのであるが、採用を希望していたA及びBを含む越川記念病院の職員の一部については採用面接もせず、みくるべ病院の職員として採用しなかった。そこで、以下において、控訴人がA及びBをみくるべ病院の職員として採用しなかったことについて、前記の本件契約における越川記念病院の職員をみくるべ病院の職員として採用するかどうかは控訴人の専権事項であるとの条項のほかに、その合理性を肯認するに足りる事由が存するか否かについて検討する(なお、医局科及び管理課その他の職員の一部については、控訴人が採用面接を実施せず、採用しなかったことについて、その理由に照らし、一応の合理性があるものといえる。)。
- (3) まず、上記1で認定したように、みくるべ病院は、越川記念病院の入院患者を一部の退院者を除いてそのまま引き継ぎ、患者に対する治療を中断することとて行うことになったのであるから、直接患者の世話に当たる看護科の職員については、患者の状況を知悉し、理解していた越川記念病院の職員が引き続きその業務に当たることが望ましいことはいうまでもない。そして、控訴人は、現に、採用を希望した越川記念病院の看護科の職員(なお、前記Dが控訴人への採用を希望して起いるに足りる証拠はない。)については、A及びBの両名を除いて採用をおいたことを認めるに足りる証拠はない。)については、A及びBの両名を除いて用をした。賃金等の条件が折り合う限りにしてこれを採用したほか、採用をいるのである。これらのことを合わせ考えると、控訴人は、みくるべ病院の看護科のである。これらのことを合わせ考えると、控訴人は、みくるべ病院の看護科のである。これらのことを合わせ考えると、控訴人は、みくるべ病院の看護科の職員については、原則として、勤務条件が折り合う限りは越川記念病院の看護科の職員をもって引き続き患者の看護業務に当たらせる方針でいたことは、明らかといえる。

そして、上記1で認定したところによれば、控訴人は、平成6年12月中旬ころと平成7年1月に、さらには、その後も看護職員等の公募を行っている上、みくるべ病院開設当初は福井記念病院の看護職員を非常勤職員としてみくるべ病院の看護業務に従事させているのであって、これらのことからすると、控訴人が採用した越川記念病院の看護科の職員のみではみくるべ病院において必要とする看護科の職員の人数に不足していたものと考えざるを得ない。

それにもかかわらず、越川記念病院の看護科に属していたA及びBの両名は、控訴人への採用を希望しながら、採用面接も受けられず、採用されなかったのであるから、控訴人は、A及びBの両名に対しては、看護科の職員については勤務条件が折り合う限りは越川記念病院の看護科の職員をもって引き続き患者の看護業務に当たらせるという前記方針とは異なる対応をしたものということができる。

(4) 控訴人は、A及びBの両名を採用しなかったことについて、控訴人が越川記念病院の職員をみくるべ病院の職員として採用するに当たっては、越川記念病院にまつわるダーティーなイメージを払拭するため、当初から採用する意思のない者とは面接せず、そうでない者とは面接の上、控訴人の提示した勤務条件を受け入れた者を採用したのであり、主体的にその採否を決定したものであって、A及びBについては、その勤務態度、行状からして採用面接の対象としなかった旨主張する。そして、乙116ないし119によれば、控訴人のE常務は、被控訴人の再審査手続における審問期日において、Aを採用しないことにしたのは、①精神衛生実態調査の際に、患者を県庁に座り込みさせたり、政治的な集会に参加させたりしていることが控訴人の方針と合わないこと、②夜勤当直の際、越川記念病院の不祥事につい

てカルテを写真で撮ったり、看護記録をコピーしてマスコミに流したり、政治活動に熱心であること、③学生時代成田空港反対闘争に参加して逮捕され有罪判決を受 けたこと、④京浜学園に合格した越川記念病院の職員に関して、同職員を問題視す る文書を同学園に提出したことなどを総合的に考慮した,Bを採用しないことにし たのは、⑤医師の指示なく患者に薬を投与し、解雇されたこと、⑥患者に対して隔 離室で暴力を振るったこと、⑦初声荘病院時代の勤務状況が不良であったこと、⑧ プライベート面で問題があることなどを考慮したと供述している。

(5) そこで、E常務の供述する上記①ないし⑧の事柄がA及びBの両名を不採用 としたことの合理的理由といえるか否かについて、検討することとする。

Aについて

- E常務が供述する上記①についてみると、上記1で認定したように、 上秦野病院時代の昭和58年,県が厚生省の委託を受けて精神衛生実態調査をしよ うとした際,被控訴人補助参加人が人権侵害であるとしてこれに反対し,Aも,患 者らと共に県庁前で集会を開催したり,座り込みをするなどの運動に参加したので あるが、同調査の実施には上秦野病院自体も反対の態度をとっており、反対集会等 に参加する患者のために看護に当たる職員を配置するなどの協力をしていたという のであるから、Aのとった上記行動は、同病院も容認し、支持していたものといえる。そうすると、上秦野病院も容認し支持していた10年以上も前の何ら問題視す るに足りないことをあえて取り上げて不採用の理由とすることは、合理的とはいえ ないし、このことを不採用の理由として挙げること自体が異常といえる。
- (イ) 次に、E常務が供述する②については、その裏付けとなる証拠はな く、これを否定する乙120(被控訴人の審問期日におけるAの審問調書)に照ら し、その事実があったことを認めることはできず、本件不採用の理由となし得ない ものである。
- (ウ) また、E常務が供述する③については、その事実があったことは上記 1で認定したとおりであるが、この事実は、Aが上秦野病院に採用される5年ほど 前のことであり、本件不採用からすれば実に17年ほども前の事実であるし、その
- 後のAの行動に特に問題視すべきものがあったことはうかがえないから、Aを不採用とした理由としては、薄弱にすぎるというべきである。

 (エ) E常務が供述する④についてみると、京浜学園に合格した越川記念病院の職員に関して被控訴人補助参加人名で素行、履歴等の再調査を求める旨の要望 書が送付されたことは前記1(9)ア(ウ)で認定したとおりであるが,この文書をA又 は被控訴人補助参加人が送付したものと認めるに足りる証拠はない(上記1で認定 したところによれば、被控訴人補助参加人は、身に覚えがないとしてこれに抗議す る内容の組合ニュースを発行し、東京労組及び被控訴人補助参加人は、京浜学園に 対して事実経過の確認を求める申入書を提出しているのである。)。
 - Bについて
- E常務が供述する⑤についてみると、Bが仁和会をいったん解雇され たことは上記 1 (9) イ(イ) で認定したとおりである。しかしながら、同人の解雇に関 する仮処分事件においては当該解雇が無効とされているのであり、その後仁和会と 被控訴人補助参加人との間で、Bの解雇撤回、同人の原職復帰等を内容とする和解が成立しているのであって、これによれば、Bにつき解雇事由があったとはいえな いから、上記解雇をもって同人の不採用の理由とすることは、合理的ではない。
- (イ) E常務が供述する⑥ないし⑧については、これを裏付けるに足りる具 体的な証拠はなく、昭和59年に上秦野病院に採用されて以来日の勤務状況が特に 問題視された形跡はうかがえない。
- ウ 他方、上記 1 (7) ウで認定したところによると、控訴人は、越川記念病院当 時看護記録の書き直しを指示した看護主任や医療法違反の嫌疑で書類送検された事 務長については,その不祥事を承知しながらみくるべ病院の職員として採用してい るのであり,これらの者が当該不祥事に主体的に関与したものでないとしても,控 訴人がこれらの者を採用しながらA及びBを不採用としたことについては、両措置の間に均衡がとれているとは到底いえないし、越川記念病院にまつわるダーティー なイメージを払拭するために採用面接対象者を振り分けたとする控訴人の主張とも 矛盾するものである。
- そもそも、越川記念病院にダーティーなイメージがあったとすると、それは、上記 1(4)で認定したように、県による医療監視や立入調査などの結果明らかになった、 越川記念病院の医療従事者数についての虚偽の報告,精神保健指定医の診察によら ない違法な患者の隔離及び身体的拘束、病院内における看護助手のピストル型エア

ガンの発射とこれに関する看護記録の書き直し, 5700万余円に及ぶ診療報酬の不正請求などの不祥事に起因するものというべきであるが, これらの不祥事は, 被控訴人補助参加人やA及びBの両名にかかわりのないことである。強いてかかわりがあるとすれば, 被控訴人補助参加人が県に対して改善のために越川記念病院を指導することを要請するなどし, このことが県による越川記念病院に対する医療監視や立入調査などの一因となり, 上記不祥事が発覚したと考えられることであるが, それをもって被控訴人補助参加人やAらを非難するとしたら, それは「逆恨み」というべきものである。

エー以上によれば、控訴人がA及びBについて採用面接もしないまま同人らを不採用としたことには、合理的な理由があったとは到底いい難いものというほかない。

- (6) そして、以上のように控訴人がA及びBの両名について採用面接すらしないで不採用としたことに合理的な理由があったといい難いことに加え、上記1で認定した諸事実、とりわけ、控訴人は、初労とは対立状態にあったところ、仁和会と越川記念病院の経営を引き継ぐことにした時点で、初労と被控訴人補助参加人補助の経営を引き継ぐことにした時点であることやA及びBが正と、控訴人がBがあることを労けたこと、控訴人は、被控訴人が助りであることを知っていたこと、控訴人に送付したみであることを伝えるため控訴人に送付したみで、有限のであることを伝えるためには、「告発のみには、「告発のみにとのに関係の記載をし、といるとは、「告発ののには、「告発ののでは、」とは、「自己をないない」に対しては、「自己を表している」とは、「自己を表している。」とは、「自己を表している。」とは、「自己を表し、「自己を表している」とといることに、「自己を表している」とといることに、「は、自己を表している」とといることに、「は、自己を表している」とといることに、「は、自己を表し、「は、自己を表し、自己を表し、「は、自己を表し、「は、自己を表し、「は、自己を表し、「は、自己を表し、「は、自己を表し、「は、自己を表し、「は、自己を表し、「は、自己を表し、「は、自己を表し、「は、自己を表して、「は、自己を表し、「は、自己を表し、「は、自己を表し、「は、自己を表し、「は、自己を表し、「は、自己を表し、「は、自己を表し、「は、自己を表し、「は、自己を表し、「は、自己を表し、「は、自己を表し、「は、自己を表し、「は、自己を表し、「は、自己を表し、「は、自己を表し、自己を表し、「は、自己を表し、自己を表し、「は、自己を表し、自己を表し、自己を表し、「は、自己を表し、自己を表し、「は、自己を表しま、自己を表し、自己を表し、自己を表しま、自己を表し、自己を表しま、自己を表しましま、自己を表しま、自己をもま、自己を表しまりまい
- 3 本件不採用の不当労働行為性について

そこで、控訴人が、上記のように、A及びBの両名が被控訴人補助参加人に所属し、組合活動を行っていたことを嫌悪し、そのために当初から意図的に両名を採用しないこととし、採用面接を行わず、不採用としたことが労働組合法7条1号、3号に該当するか否かについて判断する。

- (1) まず、上記 1 (5) の認定事実によれば、控訴人は、仁和会から越川記念病院の事業を引き継いでこれを運営していくため、本件契約によって、越川記念病院の土地建物に関する権利及び病院運営に必要な一切の什器・備品を譲り受けているところ、この行為(以下「本件譲渡」という。)は、病院経営という事業目的のため組織化され、有機的一体として機能する仁和会の財産の譲渡を受け、これにのよりに入れていた事業を受け継いだものということができるから、商法上の営病に類似するものということができる。そして、このように仁和会が高としていたところによる信息保険医療機関の指定の取消し及び生活保険医療機関の指定の取消し及び生活保険を療機関の指定の取消し及び生活なると、越川記念病院が健康保険法による保険医療機関の指定の取消し及び生活なられて、大阪による指定医療機関の取消しを受けたため、保険診療報酬等の収入が見込めらなって病院経営を続けていけなくなったことによるものであるから、本件譲渡による情報と表してきない。
- (2) ところで、仁和会と控訴人との間で締結された本件契約では、仁和会はその職員に対して解雇予告を行うとともに、その職員を控訴人が雇用するか否かは控訴人の専権事項であるとされ、また、仁和会は平成6年12月31日までに生じた組合員についての仁和会の債務を自己の責任で清算するとされていたのであるから、本件契約においては、控訴人は仁和会の職員の雇用契約上の地位を承継しないとの合意があったものというべきである。そして、営業譲渡の場合、譲渡人と被用者との間の雇用関係を譲受人が承継するかどうかは、原則として、当事者の合意により自由に定め得るものと解される。
- (3) しかしながら、契約自由の原則とはいえ、当該契約の内容が我が国の法秩序に照らして許容されないことがあり得るのは当然である。そこで、控訴人によるみくるべ病院の職員の採用の実態をみると、本件譲渡では、前記のように、越川記念病院に入院中の患者については従前受けていたのと同一の治療行為を引き続きみくるべ病院において行うこととしていたことから、本件契約においては、前記のとおり、控訴人は越川記念病院における職員の雇用契約上の地位を承継しないとしてい

このようにみてくると、控訴人による越川記念病院の職員のみくるべ病院の職り、
の採用の実態は、新規採用というよりも、雇用関係の承継に等しいものでありるである。
すでもなく、本件不採用については同規定の適用があるかと解すべきを承継についてある。
ずもなく、本件不採用については同規定の適用があると解すべきを承継されるが、と記採用の実態にからがみれば、この専権事項ととを持合とがをを持たるが、上記採用の実態にからがみれば、この専権事項会とと持続されたとがであれるが、上記採用の実態にからがみれば、この専権事項会とと持続されたとが、
は、控訴人が雇用するからは、
は、控訴人が雇用を持たした。
は、対抗していたものとがみれば、
は、対抗していたものと推認されるのであり、
は、自己を持続できず、
は、自己を持続できず、
は、自己を持続できず、
は、自己を持続であるに対して、
は、自己を持続できず、
は、自己を持続できず、
は、自己を持続であるに、
は、自己を持続できず、
は、自己を表れていたものとの法とに、
は、自己を表れていた。
は、自己を表れている。
は、自己

また、本件不採用当時被控訴人補助参加人の組合員はA及びBの2名のみであったことからすれば、本件不採用により、同時に被控訴人補助参加人が壊滅的打撃を受けたことは明らかであるから、控訴人は、本件不採用により被控訴人補助参加人を運営することを支配し、これに介入したものということができる。したがって、控訴人がしたA及びBに対する本件不採用は、労働組合法7条1号本文前段及び同条3号本文前段に該当し、不当労働行為に当たるというべきである。4 結論

以上によれば、当裁判所の上記判断と同旨の判断に基づいてA及びBの採用等を命じた初審命令は相当であり、これを維持し、控訴人の再審査申立てを棄却した本件命令も相当である。

したがって、本件命令の取消しを求める控訴人の本件請求は理由がないものとした原判決は結論において正当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第20民事部

 裁判長裁判官
 石井
 健吾

 裁判官
 大橋